



KAMIKAWAJI

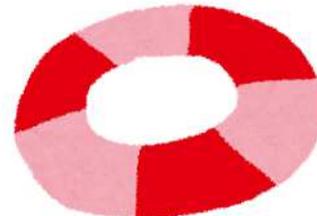
# 上川路会計通信



## 税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

■支店 名山町鹿児島ビル事務所



第298号

代表

上川路 長生

ごあいさつ

### 生涯現役

猛暑の続く中で、7月の初めから2週間ほど入院して持病の治療に努めていました。冷房の良く効いた病室で、死の危険があると熱中症注意の警報が出るほどの世間の喧騒を横目に、テレビ視聴で世相を繙く貴重な時となりました。健康に自信過剰にあったことに反省しつつ、生涯現役を目指して年相応に頑張って仕事していきます。

鹿児島県と東京都の“七夕”知事選は、前評判通りに共に前職の勝利に終わりました。鹿児島では初の女性知事誕生の夢は、現職塩田康一氏の前に敗れて散ってしまいました。東京では前職小池百合子氏との一騎打ちと見られた蓮舫氏が、まさかの3位に敗れるという波乱の幕切れとなりました。既存の政党の推薦や支持を受けなかった41歳の石丸伸二氏が、3選を決めた現職に次いで、多くの票を集めて“石丸現象”と注目されました。『政治再建』を掲げネット交流サービスや動画サイトを駆使した選挙戦で、若年層や無党派層の支持を得ての奮戦といえました。

都知事選と同時に行われた東京都議補欠選挙では、自民党が擁立した8選挙区で2勝6敗と大敗となりました。裏金事件が尾を引いて、政治不信による逆風が鮮明となり、岸田文雄首相の政権運営に大打撃を与えました。党内では、首相の“選挙の顔”としての役割を、不安視する声が相次ぎました。首相を支えるはずの自民党の茂木敏充幹事長からも、党総裁の在職期間に関して「3年以内ぐらいがちょうどいい」と暗に岸田首相が再選に意欲を示していることに対してけん制されてしまいました。

11月の米大統領選で再選を目指す民主党のバイデン大統領は、大統領選に向けたトランプ前大統領との6月の討論会で精彩を欠き、選挙戦からの撤退を求める声が民主党内からも広がっていました。一方でトランプ氏は銃撃を受け暴力に屈しないヒーローとなり、勝利の確率が高まってきました。“もしトラ”への懸念が現実味を帯びてきていた中でバイデン氏の撤退となりました。トランプ氏と後継に指名されたハリス副大統領との決戦になり、世界のリーダーの選出の行方に注目が集まっています。

平成16年以来、約20年ぶりにデザインを一新した新紙幣

## 目次

ごあいさつ “生涯現役”	…1P
残暑お見舞い	…2P
上川路会計からのお願い	…2P
永山彰久税理士コラム	…3P
税務カレンダー	…4P
2024年8月・9月の経理・税務チェックリスト	…5P
会計・税務のQ&A!	
“『フリーランス保護新法11月1日施行』”	…6・7P
随想 “『Fair is foul, and foul is fair.』”	
上川路 美恵野	…8P

が7月3日から発行されました。最新の偽造防止技術を導入し視覚に障害がある人も使いやすくするなど工夫を随所に凝らしています。新しいお札の図柄は一万円札が、日本の資本主義の父と呼ばれる渋沢栄一、五千円札が女子高等教育に尽力した津田梅子、千円札が近代医学の基礎を築いた北里柴三郎が選ばれ、それぞれの出身地では、地元の誉と祝っていました。キャッシュレス化が60%を超える時代の新札発行となりました。

徳之島出身で徳洲会名譽理事長の徳田虎雄さんが死去されました。『生命だけは平等だ』『24時間365日無休』『いつでもどこでもだれでも受けられる医療』を理念に掲げて、患者本位の理念の実践は評判を呼び“医療界の風雲児”と呼ばれました。一方で従来の常識を覆す医療体制は日本医師会などから強い反発を受けたのでした。対抗手段を政界に求めて“保徳戦争”とも呼ばれた地域を二分する厳しい選挙戦は今でも語り草となっています。功罪相半ばした風雲児が残した“患者を断らない”という信条の価値はいつまでも褪せることはないといえます。

世界が分断される紛争が各地で勃発する中で、平和の祭典パリ五輪が7月26日開幕しました。世界中の選り抜かれた若人が集い競う熱き戦いが始まり、日本は400人を超える選手団で自国の名誉をかけて全力で世界に挑戦しています。メダルラッシュで猛暑を吹き飛ばす一喜一憂の日々が続きます。(令和6年8月吉日)

# 残暑お見舞い申し上げます

残暑厳しき折  
いかがお過ごしでしょうか  
時節柄ご自愛のほど  
お祈り申し上げます



税理士法人 上川路会計



## ●お盆休みのお知らせ●

当社では8/13(火)、14(水)、15(木)をお盆休みとさせていただきますので、ご案内申し上げます。休業期間中は何かとご迷惑をお掛けすることと存じますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

## 上川路会計からのお願い



平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

弊社では昨今の企業における環境保護に対する取り組みや電子帳簿保存法対応の一環として、「ペーパーレス化」「改正電子帳簿保存法の対応」を目指し、ご了承いただきました顧問先様への**請求書の送付を紙から電子請求書（メールにPDF形式の請求書添付）へ切り替え**させていただいております。既にお手続きいただきました顧問先様におきましては対応頂きましてありがとうございました。お手続きが未だの顧問先様へは担当者より別途案内させていただきますが、下記QRコードからのお手続きも可能です。

お手数とは存じますが、何卒ご協力をお願い申し上げます。ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

< お問い合わせ先 > 部署氏名：総務部 横山 電話番号：099-252-7070





## テーマ：「人とのつながり」

税理士 永山 彰久

今年の夏はいつもの暑さとは違うような印象を受けます。出かける先々で、「今日も暑いですね！」という話題で始まることが多い夏になってはいますが、この会報が届くころはちょうどお盆のころだと思います。

毎年、お盆の時期になると年末年始とともに帰省の多い時期になります。

このお盆と年末年始の帰省の時期に合わせて、都合のつくメンバーが集まって、当時の中学や高校のクラスメートとプチ同窓会をしたりします。声掛けする方法も、昔ははがきで案内、少し前は電話やメール、最近はSNS等を使ってだんだん便利になってきて、会う機会も多くなってきてはいますが、そういう機会があるのも、最初の声掛けからお店の手配等を（嫌がらずに？）率先して、してくれる仲間達がいるからこそ、なので感謝しかありません。

先日も先輩、後輩も参加する同窓会に参加してきました。昨今の物価高騰の影響もあり参加費用も年々増加していますが、自分たちが運営した時の大変さを感じているので、その年その年の運営する後輩の応援をするという思いもあり、同窓会にはなるべく参加するようにしています。とは言っても、参加したらしたで、楽しいこと、嬉しいことがあるものです。

東京とか都会を歩いていると知り合いに会うことはほぼないですが、鹿児島島の街を歩いていると、行くところも限られているからか、知り合いの方に会うことはよくあると思います。

今回は、近くのテーブルに少し前に仕事でお目に係ったことのある方にお会いしました。「同じ高校だったんですね！」みたいなご挨拶をしたのですが、そういうことがあると次にお会いした時も忘れないきっかけにもなると思ったところでした。

また、これは鹿児島あるあるだと思うのですが、いろんな会合に出たときに、近くにいる方との話をするきっかけの一つとして、「出身は鹿児島市内ですか？」「中学校はどこですか？高校は？」みたいな話をする場合があります。そこで何か共通項が見つかると話が展開していくみたいなこともよくあることだと思います。

オンラインの利便性も向上して、打ち合わせや日常的な会話もSNSやメールで行うことも多くなってきました。また、コロナ禍以降は、目の前に相手がいなくてもパソコン上で面と向かって話ができる時代になってきています。

人と人とのつながる方法も多様化している時代ではありますが、直接会ってコミュニケーションをとらなければ、感じ取れない思いや気づきもあるはずで、人や社会とのつながりを通すことで、体の健康や心の幸せに影響している部分も大きいという話も聞きます。

同窓会での話題も最初のころは学生時代の昔話だったものが、最近は健康の話題に移りつつあるのを考えると、年齢を感じることも多いですが、それはそれとして受け入れながら、今年も多くの方々とつながる機会をいただくことに感謝しながら、大事にしていこうと思います。

まだまだ、暑い日が続きます。皆様くれぐれもお体ご自愛ください。



# 2024年8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
 山の日	 振替休日	 上川路会計お盆休み				
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

## 〈6月決算会社申告書提出〉



9月2日まで

- ・6月決算法人の確定申告
- ・1・2月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告  
9月決算法人 第3四半期分  
1・2月決算法人 第2四半期分  
3月決算法人 第1四半期分
- ・3・6・9・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・個人事業者の当年分の消費税等の中間申告

8月13日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付



8月中において各都道府県・市町村の条例で定める日

- ・個人事業税の第1期分の納付
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の第2期分の納付

# 2024年9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
						
8	9	10	11	12	13	14
						
15	16	17	18	19	20	21
	 敬老の日					
22	23	24	25	26	27	28
 秋分の日	 振替休日					
29	30	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5
						

## 〈7月決算会社申告書提出〉



9月30日まで

- ・7月決算法人の確定申告
- ・1月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告  
10月決算法人 第3四半期分  
1月決算法人 第2四半期分  
4月決算法人 第1四半期分
- ・1・4・7・10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税及び地方消費税）
- ・消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・令和6年分予定納税1期分の納付

9月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付



## 2024年8月の経理・税務チェックリスト

### 個人事業者の税金の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気を付けましょう。また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

### 随時改定の反映（4月昇給の場合）

随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

### 夏祭り等への寄付金

各地で夏祭りや納涼イベント等が催される時期です。会社が提供する社名入りのうちわやタオルなどは、原則として広告宣伝費となります。現金の寄付や人員の派遣などで生じる費用は、事業との関連性や支出の目的、供与の仕方などによって、寄付金が交際費等かが区分されます。適切な処理を心がけましょう。

### 中間決算棚卸の準備

3月決算法人は、9月に中間決算棚卸を行うところもあります。棚卸のスケジュール等は早めに通知し、準備すべき資料の指示などをして、効率よく進められるようにしましょう。

### 税務調査対策

税務署内では7月に人事異動があり、業務の引き継ぎ等を経て、毎年8月後半から11月頃にかけて税務調査が増えてきます。自社の処理を再度確認して、いつ税務調査があってもきちんと説明できるようにしておきましょう。

## 2024年9月の経理・税務チェックリスト

### 中間決算の検討

3月決算の会社は、9月で期央になりますので、上期の実績から年度収支計画と進捗状況を検討し、年度計画達成に向けた取り組みを強化しましょう。中間期末から二か月後となる中間申告納付について資金繰り等を確認しておきましょう。中間申告による税額は原則として前年度の実績による予定税額ですが、仮決算により中間申告をすることも可能です。業績や資金繰りを考慮し、必要に応じた検討を進めましょう。

### 資金繰り計画の策定

年末、年度末に向けて資金繰り計画を策定します。年末は歳末セールや賞与支給などもありますので、資金繰りに注意し、早めに検討・対策を行いましょう。また、取引先の売掛金回収の確認も行っておきましょう。

### 社会保険料定時決定結果の反映

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。従業員の給与からの社会保険料控除（翌月控除、当月控除）については各々の取扱いをご確認ください。

### 中間決算棚卸の実施

実地棚卸は、一般的に決算期末に実施しますが、3月決算の企業が中間決算で棚卸を行う場合は、9月中に実施することになります。作業方法等は前もって担当者に指示し、効率よく進められるようにしましょう。

# 会計・税務のQ&A!



## テーマ『フリーランス保護新法11月1日施行』

フリーランス保護新法は正式名称を「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」といい、令和6年11月1日より施行されます。これは、働き方が多様化するなか、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備することを目的とした法律です。下請け法とは異なり、資本金要件の制限はなく、フリーランスに対して**取引を発注する委託事業者を規制**し、フリーランスを保護するものです。フリーランスと取引する全ての事業者が守らなければいけない法律になりますので、しっかりと確認していきましょう。

内閣官房HP参照

### 【法律の目的】

- フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化
- フリーランスの方の就業環境の整備

↓  
フリーランスの方が安心して働ける環境を整備することが目的

### 【法律の対象者】

本法では、「フリーランス」と「発注事業者」を次のように定義しています。

フリーランス 	<p><b>【特定受託事業者】※1</b> 業務委託の相手方である事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの</p> <p>① 個人であって、従業員を使用※2しないもの</p> <p>② 法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの</p> <p>ただし、第14条では、「特定受託業務従事者」(特定受託事業者である①の個人/特定受託事業者である②の法人の代表者)と定義</p>
発注事業者 	<p><b>【特定業務委託事業者】</b> フリーランスに業務委託をする事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの</p> <p>① 個人であって、従業員を使用するもの</p> <p>② 法人であって、役員がいる、または従業員を使用するもの</p> <p><b>【業務委託事業者】</b> フリーランスに業務委託をする事業者</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">ここがPoint / フリーランスも含まれます</p>

※1 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「特定受託事業者」に該当します。

※2 従業員を使用とは、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上以上の雇用が見込まれる労働者を雇用することです。労働者派遣の派遣先として、上記基準に該当する派遣労働者を受け入れる場合も該当します。なお、事業に同居親族のみを使用している場合は該当しません。

### 【対象となる取引】



- ※ フリーランスからフリーランスへの業務委託も対象となります。
- ※ 消費者との取引は対象外です。

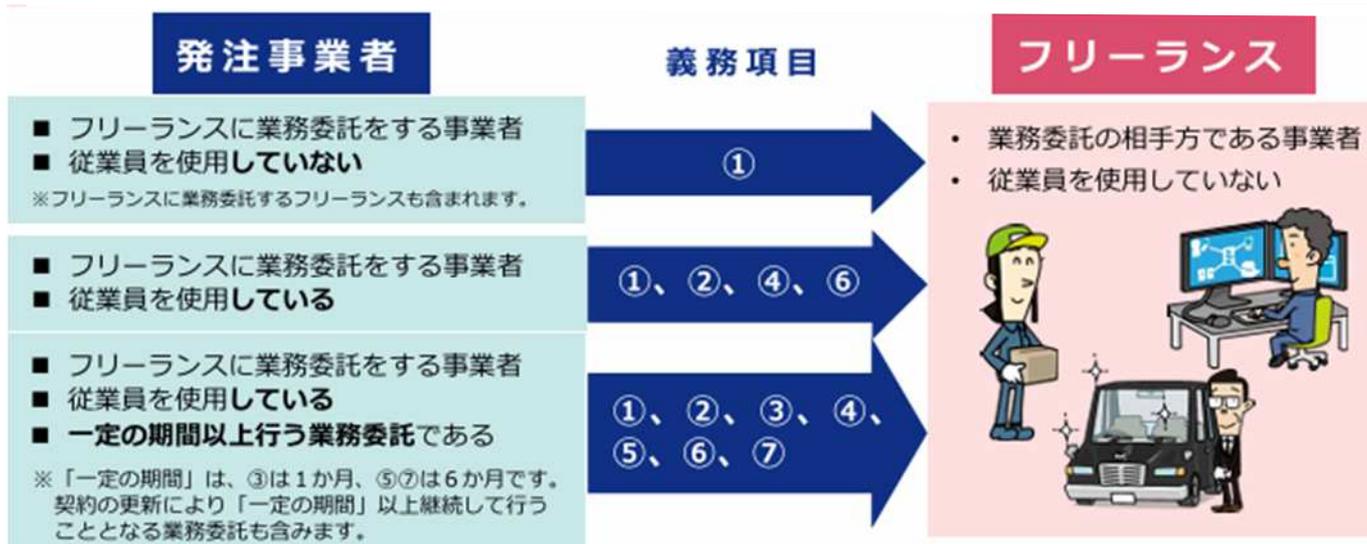
### 【対象とならない取引】



取引の相手方に事業者も含まれますが、業務委託ではなく、単なる商品の販売行為であるため対象外となります

## 【法律の内容】

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

フリーランスに業務を委託している事業者は書面等での契約内容の明示がしっかりとされているか、報酬の支払期日等はどうか等をしっかりと確認し、整備していきましょう。

★詳細は特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）のパンフレット「ここからはじめるフリーランス・事業者間取引適正化等法」等にて詳細をご確認下さい。



たとえ暦の上だけでも「立秋」を迎えたというのが冗談に聞こえるように酷暑の日々が続いています。お大事にお過ごしください。

さて、黎明館で開かれている「近世薩摩藩の財政と商人」という企画展を見に行きました。

明治維新の立役者となった薩摩藩の武士たちの活躍は広く知られているところですが、「商人」について触れられることは多くはないですし、また「天文学的ともいわれる多額の負債」を抱えていたことは知っていてもその絶望的な状況を打破するためにどのような対策をとったのかは、私はよく知らないので興味を惹かれました。

薩摩藩は、加賀百万石に次ぐ七十二万石とされていましたが、土地の大半は火山灰土壌で米の生産力は低かったといえます。しかし、石高に応じて幕府から命じられる治水工事などの負担が重く、財政に大きな負担を与えていたことが幕府からの知行目録やお手伝い普請「宝暦治水」の図などで示されていました。

藩の財政の収支は支出超過が続き、1820年代末頃の薩摩藩では、500万両もの借金があったとされます。一年の収入が12万両ですから実に40倍にものぼります。

この危機的状況下で財政改革を任されたのが調所広郷です。私の浅い知識では債権者たる大阪商人に対して「250年の分割払い」という荒業を強行したことや奄美等での黒糖生産を強化するための厳しい統制を強いたということで、どちらかというと「悪役」のイメージでした。

しかし、展示資料によると「250年分割払い」への協力の見返りに武家としての身分を与えたり砂糖などの特産品を専売する許可を与えたりと、必ずしも一方的な無理難題の押し付けではなかったことが分かりました。

また、元々は財政とは縁遠い立場であったにもかかわらず熱心に学び、経済に詳しくなったという勉強家の側面、節制の効いた生活をしてきたことなど、調所広郷の人となりについても言及されていて、どこか飄々とした面差しの肖像画の印象もあり、今までとは異なる印象を抱くようになりました。

崖っぷちの財政状態からの起死回生の策を成し遂げ、明治維新を支える財源を蓄えるに至った手腕は、明治の西南戦争後の荒廃した鹿児島県の立て直しに際して参考にされたといえます。強硬策を押し進める上での軋轢も多かったでしょうし、西郷・大久保らの仕えた島津齊彬と相対する立場にあったことなどもあって、必要以上に悪く伝えられた部分もあるのではないかと思います。

Fair is foul, and foul is fair. シェイクスピアの「マクベス」の冒頭の台詞で「きれいはいきたない、きたないはきれい」と訳されています。物事はどのような立場に立ち、どのような尺度で測るかで見え方も評価も変貌するということを改めて考えさせられました。



美恵野

泣く蟬と笑う蟬いて城の跡



## 連絡先：税理士法人 上川路会計

### ■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9  
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

(旧 甲南永山事務所)

Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

### ■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F  
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

### 編集後記

毎日暑い日が続いています。暑くなるとついシャワーで済ませがちですが、暑さなどによる疲れをとりたいたいという時には、短い時間でも湯船につかると血行が良くなり、疲労物質を早く取り除く効果が期待できるそうです。

暦の上では秋を迎えましたが、まだまだ厳しい残暑が続きます。夏バテや熱中症に負けないう、過ごしていきましょう。

編集委員 上川路美恵野 清水 関 鶴田 畠中(由) 横山

## ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

